２１大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況
⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
⑷　応援場所及び応援場所への経路
⑸　応援の期間
⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都

市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則

１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。

２　次に掲げる覚書は、廃止する。

（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年5月１３日締結）

（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）

附　則

１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。

２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。

２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。

附　則

１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。

２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。

２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則

１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。

２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成２４年１０月　１日

２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。
２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。
（幹事都市の所掌事務）
第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。
⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知
⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進
⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等
⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
⑹　被災都市から要請のあった事項
（応援都市）
第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。
２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
（会議及び訓練の実施）
第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成２４年度を１とする。

中越大震災ネットワークおぢやに関する規約

（目的及び設置）

第１条　新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害時における自治体等の災害対応の教訓の共有化を図るとともに、災害発生時における被災自治体の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員等派遣の調整を行うことを目的に「中越大震災ネットワークおぢや」（以下「協議会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業等を行うものとする。

(1)　平常時

ア　情報の共有化

イ　災害対応能力を高めるための教育及び啓発事業

ウ　災害時における広域支援活動に関する制度改正への提案

エ　総会及びシンポジウムの開催（年１回）

(2)　災害発生時

ア　被災情報の収集

イ　支援情報の収集・提供

ウ　被災地への災害対応経験者等の派遣

（組織）

第３条　協議会は、地方公共団体並びに大学等研究機関、医療機関、消防機関、福祉関係団体及び経済団体その他の公共的機関・団体をもって組織する。

２　前項以外のもので、協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を経て賛助会員となることができる。

（会費）

第４条　協議会の年会費は、次に掲げるとおりとする。

(1)　会　　員　１万円

(2)　賛助会員　５千円

（役員）

第５条　協議会に、次の役員を置く。

(1)　会　　長　　　１人

(2)　副 会 長　　　２人

(3)　幹　　事　　若干人

（顧問）

第６条　協議会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、会長が委嘱する。

（専門部会）

第７条　会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（役員の職務）

第８条　会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　幹事は、協議会の役員会を構成し、業務等の執行を決定する。
４　顧問は、協議会の要請に応じて必要な助言を行う。

（事務局）
第９条　協議会の事務局は、小千谷市役所及び常葉大学に置く。

（委任）
第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成１７年１０月２５日から施行する。

（経過措置）
２　第４条に規定する会費は、平成１８年度から徴収するものとする。

付　則
　この規約は、平成１８年7月３１日から施行する。

付　則
　この規約は、平成１９年7月３０日から施行する。

付　則
　この規約は、平成２０年7月３１日から施行する。

【構成会員自治体】
杉並区、国分寺市、多摩市、南足柄市、小田原市、開成町、柏市、守谷市、取手市、日立市、大田原市、戸田市、草加市、太田市、南アルプス市、上野原市、富士川町、多治見市、松阪市、神戸市、只見町、北塩原村、磐梯町、新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、聖籠町、湯沢町、加茂市、山北町、飯田市、四日市市、長岡市、奈良県、浦安市、土浦市、あきる野市、富山市、柏崎市、出雲崎町、富士市、裾野市、穴水町、小山町、御殿場市、富士宮市、磐田市、輪島市、八潮市、田原市、津市、清須市、流山市、所沢市、静岡市、日野市、今治市、焼津市、渋谷区、町田市、三島市、深谷市、喬木村、狛江市、新城市、南相馬市、大阪市、浪江町、北九州市、伊勢市、津南町、小千谷市

（平成２６年9月３０日現在）

災害時における放送要請に関する協定書

日本放送協会　大阪放送局

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号以下「法」という。）第５７条の規定により、大阪市長が日本放送協会近畿本部（以下「ＮＨＫ」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　大阪市長は、法第５６条の規定による伝達、通知または警告について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、ＮＨＫに対し放送の要請をすることができる。

（要請の手続き）

第３条　大阪市長は、ＮＨＫに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　希望する放送日時および送信系統

４　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　ＮＨＫは、大阪市長から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、大阪市市長室報道課長および日本放送協会近畿本部報道部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、大阪市長およびＮＨＫが協議して定め、その具体的内容は別に覚書を交わして両者が確認するものとする。

第７条　この協定は、昭和５０年４月１０日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

昭和５０年4月１０日

大阪市長

大　島　　　靖

日本放送協会　近畿本部長

高　橋　　　良

災害時における放送要請に関する協定書

民間放送各社

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号以下「法」という。）第５７条の規定により、大阪市長が○○放送株式会社に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第２条　大阪市長は、法第５６条の規定による伝達、通知または警告について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、○○放送株式会社に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第３条　大阪市長は、○○放送株式会社に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　希望する放送日時および送信系統

４　その他必要な事項

（放送の実施）

第４条　○○放送株式会社は、大阪市長から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送する。

（連絡責任者）

第５条　第３条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、大阪市市長室報道課長（広報課長）○○放送株式会社○○部長を連絡責任者とする。

（雑　則）

第６条　この協定の実施に関し、必要な事項は、大阪市長及び○○放送株式会社が協議して定めるものとする。

第７条　この協定は、○○年○○月○○日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

○○年○○月○○日

大阪市長

○○放送　株式会社

（代表者名）

◎協定締結報道機関

昭和 59 年 6 月 1 日付　朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

平成元年８月１日付　株式会社エフエムはちまるに
平成11年12月１日付　関西インターメディア株式会社
平成12年８月１日付　大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェーブおおさか

※　連絡責任者について　昭和59年6月1日付、平成元年8月1日付は報道課長
平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は広報課長

予想される放送事項

1．大震火災時等における避難指示
2．大震火災時等における職員の動員命令
3．その他災害時における市民への予報、警報、通知等

災害時における放送要請に関する覚書

日本放送協会　大阪放送局

災害時における放送要請に関する協定書(昭和５０年４月１０日締結以下「協定」という。)第６条に基づき、大阪市市民生活局長（以下「甲」という。）と日本放送協会大阪放送局報道部長（以下「乙」という。）は、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）
第１　協定第２条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。
(1)　大震火災時等における避難勧告、避難指示の周知徹底をはかるとき
(2)　大震火災時等における職員の動員命令を伝達するとき
(3)　その他災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき
(4)　災害時の混乱を防止するとき
(5)　前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき

（要請の手続き）
第２　協定第３条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式１）により行うものとする。
ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式１に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

（連絡責任者）
第３　協定第５条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故ある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

（広域災害の取扱い）
第４　災害が隣接市に及ぶ場合は、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和６０年８月２２日

甲　大阪市市民生活局長
田　中　　昭

乙　大阪市東区馬場町３－43
ＮＨＫ大阪放送局報道部
報道部長　岩　瀬　　孝

災害時における放送要請に関する覚書

民間放送各社

災害時における放送要請に関する協定書（昭和○○年○月○日締結以下「協定」という。）第６条に基づき、大阪市市民生活局長（市長室長）(以下「甲」という。)と○○放送○○部長（以下「乙」という。）は、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第１　協定第２条の「その通信のため特別の必要があるとき」とは次に掲げる場合とする。

(1)　大震火災時等における避難勧告、避難指示の周知徹底をはかるとき

(2)　大震火災時等における職員の動員命令を伝達するとき

(3)　その他の災害時における市民への予報、警報、通知等の周知徹底をはかるとき

(4)　災害時の混乱を防止するとき

(5)　前各号のほか、市長が特に必要と認めるとき

（要請の手続き）

第２　協定第３条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式１）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式１に定める事項を明らかにし要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

（連絡責任者）

第３　協定第５条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

（広域災害の取扱い）

第４　災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に報するものとする。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

○○年○○月○○日

甲　大阪市市民生活局長　（市長室長）

田　中　　昭　（岡本　勉）

乙　○○放送○○部長

（部長名）

◎覚書締結報道機関

昭和 60 年 8 月 29 日付　朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪

平成元年 8 月 1 日付　株式会社エフエムはちまるに

平成 11 年 12 月 1 日付　関西インターメディア株式会社

平成 12 年 8 月 1 日付　大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェーブおおさか

※　覚書の締結者（甲）について　昭和60年8月29日付、平成元年8月1日付は市民生活局長
平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は市長室長

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

日本放送協会　大阪放送局

災害時における放送要請に関する協定書(昭和５０年４月１０日締結以下「協定」という。)第６条に基づき、大阪市市民生活局長（以下「甲」という。）と日本放送協会大阪放送局報道部長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）第２条第１項第８４の２号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第１　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５７条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

(1)　大震火災、洪水時等における避難の準備、勧告及び指示等緊急に市民に周知徹底を図る必要のあるもの。

(2)　緊急警報放送による放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

ア　職員の動員命令の伝達

イ　市民への警報、通知等

ウ　災害時の混乱を防止するための指示等

エ　前各号のほか市長が特に必要と認めるもの

（要請の手続き）

第２　協定第３条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式１）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式１に定める事項を明

らかにして要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

（連絡責任者）

第３　協定第５条で定める連絡責任者及び連絡責任者事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号、その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

（広域災害の取扱い）

第４　災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

（施行期日）

第５　この覚書は、昭和６０年９月１日より施行する。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

昭和６０年８月２２日

甲　大阪市市民生活局長
田　中　　昭

乙　大阪市東区馬場町３－43
NHK大阪放送局報道部
報道部長　岩　瀬　　孝

緊急警報放送の放送要請に関する覚書

民間放送各社

災害時における放送要請に関する協定書（昭和○○年○月○日締結以下「協定」という。）第６条に基づき、大阪市市民生活局長（市長室長）(以下「甲」という。)と○○放送○○部長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則(昭和２５年電波監理委員会規則第１４号)第２条第１項第８４の２号に定める緊急警報信号により災害に関する放送「以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第１　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５７条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

(1)　大震火災、洪水時等における避難の準備、勧告及び指示等緊急に市民に周知徹底を図る必要のあるもの。

(2)　緊急警報放送による放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

ア　職員の動員命令の伝達

イ　市民への警報、通知等

ウ　災害時の混乱を防止するための指示等

エ　前各号のほか市長が特に必要と認めるもの

（要請の手続き）

第２　協定第３条により要請する場合は、電話で放送要請する予告をしたのち、文書（様式１）により行うものとする。

ただし、緊急のため文書による要請のいとまのない場合は、電話により様式１に定める事項を明らかにして要請し、事後において、すみやかに文書の提出をするものとする。

（連絡責任者）

第３　協定第５条で定める連絡責任者及び連絡責任者に事故のある場合の同補助者については、職、氏名、電話番号、その他必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

（広域災害の取扱い）

第４　災害が隣接市に及ぶ場合には、甲は乙に要請したのち、その内容を当該隣接市長に通報するものとする。

（施行期日）

第５　この覚書は、昭和○○年○○月○○日より施行する。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各一通保有する。

○○年○○月○○日

甲　大阪市市民生活局長　（市長室長）

田　中　　昭　　岡本　勉

乙　○○放送○○部長

（部長名）

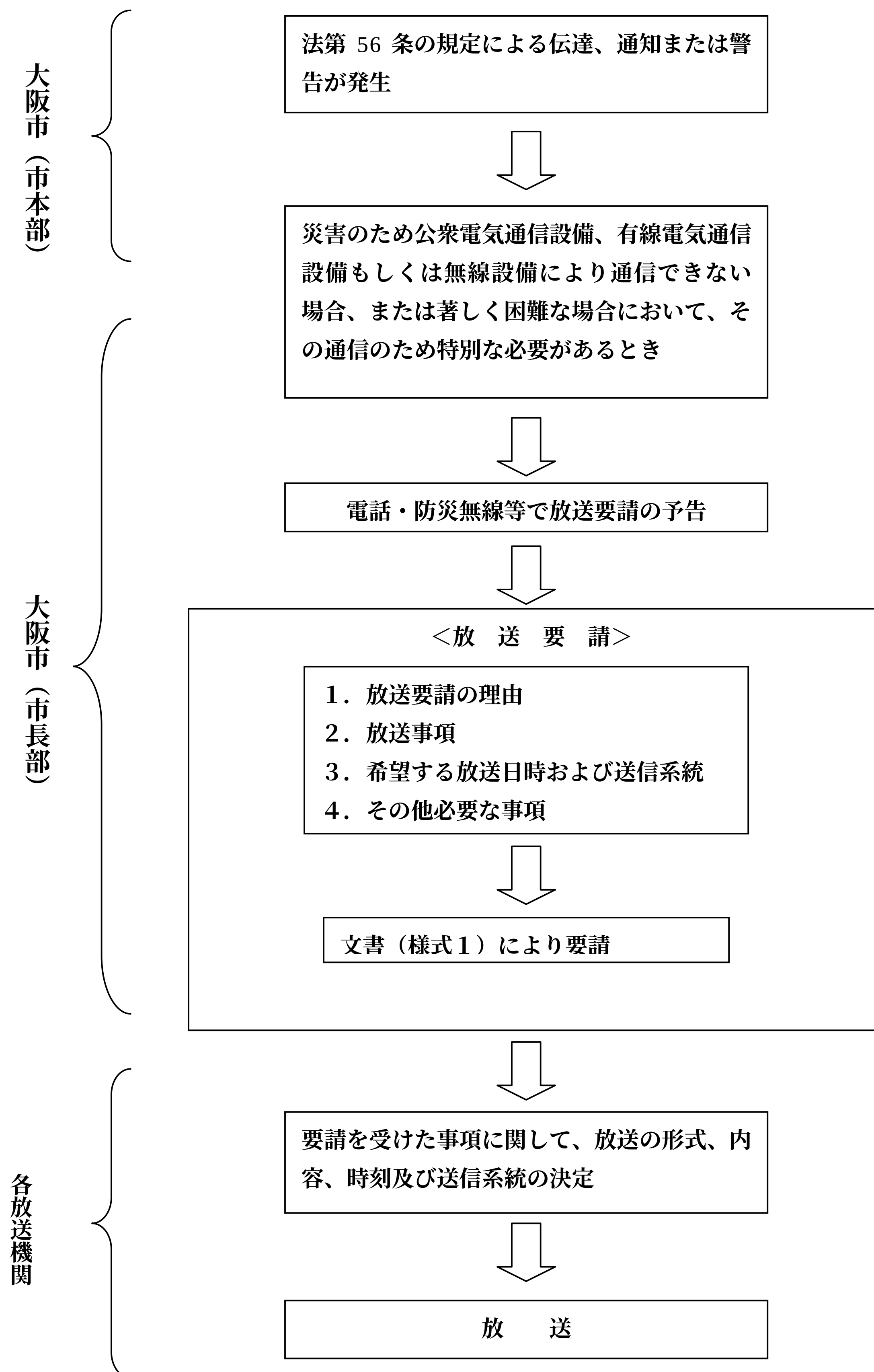
◎覚書締結報道機関

昭和 60 年 8 月 29 日付	朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪
平成元年 8 月 1 日付	株式会社エフエムはちまるに
平成 11 年 12 月 1 日付	関西インターメディア株式会社
平成 12 年 8 月 1 日付	大阪セントラルケーブルネットワーク株式会社、株式会社ジェイコム関西、株式会社シティウェーブおおさか

※　覚書の締結者（甲）について　昭和60年8月29日付、平成元年8月1日付は市民生活局長

平成11年12月1日付、平成12年8月1日付は市長室長

各放送機関に対する放送要請に係る連絡体制のフロー



様式１

平成　　年　　月　　日
大　　阪　　市　　長
（連絡責任者　　　　　）

各放送機関（代表者）様

放　送　要　請　書

標題について「災害時における放送要請に関する協定書」第３条により次のとおり放送を要請します。

記

１　放送要請の理由

２　放送事項

３　放送日時及び送信系統

４　その他

（覚書「第２」による様式）

別　表

（連絡責任者・同補助者）

		大　阪　市	各　放　送　機　関
役職・氏名	連絡責任者		
	同補助者		
電話番号	連絡責任者		
	同補助者		
その他	連絡責任者		
	同補助者		

（覚書「第３」による別表）

大規模災害発生時におけるラジオへの情報提供に関する覚書

大阪市危機管理室（以下「甲」という。）と在阪ＦＭラジオ２社（株式会社ＦＭ８０２［ＦＭ８０２／ＦＭ　ＣＯＣＯＬＯ］、株式会社エフエム大阪。以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における防災情報等を大阪市民や大阪市内滞在者に対し、より迅速かつ的確に提供するため、この覚書を締結する。

（情報の提供）

第１条　甲は、大規模災害発生時に有用とされる情報について、電話会議を通じて乙に提供する。なお、電話会議については、別途事業者が提供する電話会議サービスを利用する。

（提供情報の内容）

第２条　甲が乙に提供する情報の内容は次のとおりとする。

（１）大規模災害発生時の避難勧告又は避難指示の発令及び解除

（２）大規模災害発生後、甲が把握した被害状況等

（３）その他甲が大阪市民及び大阪市内滞在者に提供する必要があると合理的に認められる事項

（４）乙を構成する各社が放送を希望する情報

（放送対応）

第３条　乙は、原則として、甲が提供する情報を、生放送及び録音放送により放送する。ただし、甲が提供した情報を放送するか否かの判断は、乙を構成する各社各々が行う。

（訓練）

第４条　甲及び乙は、必要に応じて電話会議の通話機能を確認するための訓練を行うものとする。なお、訓練の実施日時及び方法等については、甲乙が別途協議して定める。

（経費の負担）

第５条　電話会議サービスの使用にかかる利用料は主催者の負担とし、通話料は、各者が負担するものとする。

（連絡窓口）
第６条　甲及び乙は、電話会議システムを円滑に運用するため、別紙に連絡窓口となる自己の担当者を定め、連絡先とともに相手方に通知する。
　また、連絡先を含めた本覚書の確認等を行うため、１年に１度による会議を実施する。会議の内容については、別途運用に規定する。

（適用）
第７条　この覚書の有効期間は、平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに甲及び乙の双方ともこの覚書の終了又は改訂を通知しない場合には、この覚書は期間満了の翌日から起算して更に 1 年間その効力を有し、その後も同様とする。

（協議）
第８条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が別途協議して定める。

　以上、この覚書締結の証として、この覚書 3 通を作成し、甲及び乙各社記名押印の上、各 1 通を保有する。

　平成 26 年 3 月 31 日

甲　　大阪市危機管理監
東　信作

乙　株式会社ＦＭ８０２　編成部長
岩尾　知明

株式会社エフエム大阪　編成部長
山本　靖

災害に係る情報発信等に関する協定

大阪市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、大阪市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、大阪市が大阪市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ大阪市の行政機能の低下を軽減させるため、大阪市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、大阪市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、大阪市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、大阪市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 大阪市が、大阪市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 大阪市が、大阪市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 大阪市が、災害発生時の大阪市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 大阪市が、大阪市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 大阪市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、大阪市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく大阪市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、大阪市から提供を受ける情報について、大阪市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、大阪市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、大阪市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、大阪市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 31 日

大阪市：大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号
大阪市長　橋　下　徹

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮　坂　学

かんさい生活情報ネットワーク　会則

第１章　総則
(名称)
第１条　この会は、「かんさい生活情報ネットワーク協議会」（以下「本協議会」という）と称する。英文での名称は、「Kansai Info-service Network for Safety and Security」とする。
(事務所)
第２条　本協議会は、大阪市西区靭本町二丁目３番２号なにわ靭本町ＭＩＤビル４階株式会社スマートバリュー内に事務所を設ける。

第２章　目的および事業
(目的)
第３条　本協議会は、参加企業・団体が連携して、ライフラインや交通などの情報を共有するポータルサイトを構築・運営し、共有情報を住民の生命や財産の保護に生かすと共に、企業や団体の危機管理や事業継続に役立てることを目的とする。
(事業)
第４条　本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)生活情報ネットワークポータルサイトの開発および維持運営
(2)生活情報ネットワークポータルサイトの機能追加の企画と開発
(3)新規参加企業／団体の誘致
(4)生活情報に関する普及啓発や会員相互の情報交換
(5)国や自治体等の要請による調査研究協力
(6)事業目的に合致するシンポジウムやセミナー等の主催・協力・後援等
(7)その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業に要する経費は、会費、負担金および勉強会等のその他の収入をもって充てる。

第３章　会員
(種別)
第５条　本協議会の会員は、下記の通りとし、入会・退会については事務幹事受付の上、幹事会にて決定し、総会へ報告するものとする。
(1)幹事会員（幹事として協議会の運営方針を決め実施する。会費等を支払い、サービス提供を受けることができる）
(2)一般会員（会費等を支払い、サービス提供を受けることができる）
(3)オブザーバー会員（幹事会で特に認めた企業・団体を対象とし、無償で一般会員と同等の扱いを受けることができる）
(責務および会費等)
第６条　会員は、本協議会の目的にそって、信義に従い誠実に事業に協力しなければならない。
２　本協議会の会員は下記の金額を会費、委託費、システム利用料等の名目で支払わなければならない。
年１万円／団体（ただし、行政機関の局以上、事業者の支店・支社・支局は１団体とする）。
３　会費は、当該年度の４月以降に請求し、請求月の翌々月の月末までに支払うものとする。
４　会費に変更ある場合は、総会にて決定する。
５　事業年度途中の入会についても、１年間の会費とする。

第４章　役員等　（省略）
第５章　総会　（省略）
第６章　事業計画および会計等　（省略）
第７章　幹事会　（省略）
第８章　会則の変更　（省略）
附則
１　この会則は、設立総会の日（平成２５年６月５日）から施行する。
２　初年度の事業年度は、設立された日から次の３月末日までとする。
３　初年度の会費は、１年間の会費と同額とする。
４　地方自治体の初年度会費は、これを無料とする。

会　員（平成 26 年 12 月 10 日現在）

●電気
関西電力
電源開発西日本支店
●ガス
大阪ガス
大阪府LPガス協会
●上下水道
大阪市水道局
堺市上下水道局
摂津市(上下水道)
●通信
NTTドコモ関西支社
NTT西日本
ケイ・オプティコム
スマートバリュー
先端情報技術応用研究会(略称RICT)
●鉄道
近畿日本鉄道
JR西日本
大阪高速鉄道(大阪モノレール)
●航空
新関西国際空港株式会社
●バス
京阪バス
●道路
NEXCO西日本関西支社
●物流・流通
イオンリテール
全国物流ネットワーク協会
●食品・飲料
コカ・コーラウエスト
●河川・気象
気象工学研究所
日本気象協会
●医療・福祉
日本赤十字社大阪府支部
●自治体
大阪府
大阪市危機管理室
茨木市
貝塚市
柏原市
交野市
河南町
河内長野市危機管理課
摂津市
豊中市
枚方市
八尾市
伊丹市
西宮市
●メディア
時事通信社
共同通信大阪社会部
朝日新聞大阪本社
神戸新聞社
産経新聞社
日本経済新聞大阪本社
毎日新聞大阪本社
読売新聞大阪本社
朝日放送
毎日放送
関西テレビ
読売テレビ
テレビ大阪
サンテレビ
NHK大阪放送局
NHK大津放送局
NHK京都放送局
NHK神戸放送局
NHK奈良放送局
NHK和歌山放送局

NHK報道局災害・気象センター
J:COM
Baycom（ベイコム）
ウェザーニューズ
エフエム・キタ
エフエムさかい
千里ニュータウンFM放送
FMちゃお
エフエムちゅうおう(YES-fm)
エフエムもりぐち(FM-HANAKO)
西宮コミュニティ放送（さくらFM）
ラジオ関西
ラヂオきしわだ
新建新聞社(リスク対策.com)
●船舶・港湾
大阪水上バス
●学校
大阪大学未来共生プログラム
創価学園
●経済
あいおいニッセイ同和損害保険
池田泉州銀行
エイレックス
エグジビションテクノロジーズ
ESRIジャパン
一般社団法人Nコード管理協会
NTTコミュニケーションズ
大阪府石油商業組合
一般財団法人関西情報センター
近畿経済産業局
構造計画研究所
五星関西支社
日本銀行大阪支店
ライオン

緊急時における水道使用者への情報提供に関する協力協定

大阪市水道局（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、緊急時におけるインターネットを活用した水道使用者への情報提供に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、次条に定める緊急時において、インターネットを活用して、第３条に定める緊急情報を、甲が水道使用者に円滑に提供するために必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「緊急時」とは、震災等の災害、停電、水源事故その他突発的な事由により甲の水道水の供給に著しい影響がある場合で、甲の水道使用者に緊急に情報を提供しなければならないときをいう。

（緊急情報）

第３条　甲がこの協定により提供する情報（以下「緊急情報」という。）は、水道の断水地域、復旧地域、応急給水拠点その他緊急時において市民生活に密接に関連するものに限定する。

（要請）

第４条　緊急時において、甲が水道使用者に十分な緊急情報が提供できないと判断した場合、甲は乙に電話、ファクシミリ等の手段により協力を要請し、乙は、それに基づき、速やかに、緊急情報をホームページに掲載するための登録態勢をとるものとする。

（協力内容）

第５条　乙の甲に対する協力の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　乙は、インターネットプロバイダー事業において、甲が借用中のサーバー上に、甲から受けた緊急情報を速やかに掲載すること

（２）　甲が乙から借用しているサーバーの領域が不足する場合、乙は緊急情報を掲載する領域を優先的に確保すること

（３）　乙は、甲からの緊急情報の収受に特段の便宜を図ること

（乙の自主的判断による協力態勢確立の通知）

第６条　乙が、甲の要請によらず、被災状況から判断し、その社内規定等により独自に、地方公共団体への協力態勢をとった場合は、その旨を速やかに甲に連絡しなければならない。

（経費の負担等）

第７条　この協定の規定により乙が甲への協力に要した経費については、当該緊急時において、乙が他の地方公共団体等に無償で提供した便益を超えて甲に提供した便益に要した分に限り、甲乙協議の上、甲が負担する。

（疑義の解消）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合の取り扱いについては、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限及び更新）

第９条　この協定は、平成１０年３月３１日までを有効期限とし、甲又は乙から特に申し出がない場合は、以後、甲乙間のプロバイダー契約の有効期間中に限り、同一条件で１年ごとに更新する

ものとする。

（作成及び保管）

第１０条　この協定は、２部作成し、甲乙それぞれ１通ずつ保管する。

平成９年４月１日

（甲）大　　阪　　市
水道局長　　　横内利光

（乙）日本電気株式会社
関西支社長　　皆元輝征

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と吹田市（以下「乙」という。　）は、災害時において、神崎川以北における甲の住民及び神崎川以南における乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。　）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。　）の安全確保を図ることを目的とする。

(対象地域)

第２条　対象地域は、次のとおりとする。

（1）大阪市淀川区十八条１丁目 14 番

（2）大阪市淀川区東三国３丁目 12 番

（3）吹田市西御旅町

（4）吹田市東御旅町

（避難者の受入れ）

第３条　甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第４条及び第７条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

２　甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

２　甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第５条　甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

２　甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能

な限り行うものとする。
（避難者の報告）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。
（住民への広報等）
第７条　甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。
（相互受入に伴う経費負担）
第８条　相手方の市域に属する対象地域住民の受入れに伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に１年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。
（疑義の決定）
第10条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成２１年３月２６日

甲　　大阪市
　　　大阪市長　　平　松　邦　夫

乙　　吹田市
　　　吹田市長　　阪　口　善　雄

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第４条に基づく受け入れの用に供する避難施設

１　吹田市民の避難所

（１）吹田市西御旅町
　　　吹田市東御旅町

名　　　称	所　在　地	電　　　話
①　下新庄小学校	大阪市東淀川区下新庄５－２－９	06-6328-1235
②　新庄小学校	大阪市東淀川区上新庄２－２０－５	06-6328-0164
③　関西大学 北陽高等学校	大阪市東淀川区上新庄１－３－２６	06-6328-5964
④　小松小学校	大阪市東淀川区小松３－１８－１５	06-6328-1936

２　大阪市民の避難所

（１）大阪市淀川区十八条1丁目14番
　　　大阪市淀川区東三国3丁目12番

名　　　称	所　在　地	電　　　話
①　吹田南小学校	吹田市南吹田５－１２－１	06-6386-0821

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と豊中市（以下「乙」という。 ）は、災害時において、神崎川以北における甲の住民及び神崎川以南における乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、平成９年１月６日に締結した「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」の全部を次のとおり改正する。

(目的)
第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。 ）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。 ）の安全確保を図ることを目的とする。

(対象地域)
第２条　対象地域は、次のとおりとする。
（1）大阪市淀川区十八条３丁目 16 番から 19 番
（2）大阪市淀川区西三国４丁目 11 番から 13 番
（3）豊中市大島町３丁目 11 番

（避難者の受入れ）
第３条　甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第４条及び第７条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。
２　甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）
第４条　甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。
２　甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）
第５条　甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

２　甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能な限り行うものとする。

（避難者の報告）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。

（住民への広報等）

第７条　甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。

（相互受入に伴う経費負担）

第８条　相手方の市域に属する対象地域住民の受入れに伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に１年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（疑義の決定）

第10条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成２１年３月２６日

甲　　大阪市
　　　大阪市長　　平　松　邦　夫

乙　　豊中市
　　　豊中市長　　淺　利　敬一郎

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第４条に基づく受け入れの用に供する避難施設

1　豊中市民の避難所

名　　称	所　在　地	電　　話
三津屋小学校	淀川区三津屋中１－４－１４	06-6301-0005

2　大阪市民の避難所

(1)大阪市淀川区十八条３丁目 16 番から 19 番

名　　称	所　在　地	電　　話
豊南小学校	豊南町西２－１９－１	06-6333-2361

(2)大阪市淀川区西三国４丁目 11 番から 13 番

名　　称	所　在　地	電　　話
千成小学校	千 成 町２－２－６５	06-6334-8081

災害発生時における避難者の相互受入れに関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。 ）は、災害時において、大和川以南における甲の住民及び乙の住民がそれぞれの市域外に避難する場合の避難者の受入れに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に避難者の受入れを行うことにより、次条に規定する地域（以下「対象地域」という。 ）に居住する住民（以下「対象地域住民」という。 ）の安全確保を図ることを目的とする。

(対象地域）

第２条　対象地域は、次のとおりとする。

（1）大阪市東住吉区矢田７丁目

（2）大阪市平野区瓜破南１丁目及び２丁目

（3）大阪市平野区長吉川辺４丁目

（4）松原市別所 4 丁目、5 丁目及び 8 丁目

（5）松原市大堀 2 丁目、3 丁目及び 4 丁目

（避難者の受入れ）

第３条　甲及び乙は、災害時において、対象地域住民が自己の属する市域への避難が困難となった場合において、当該市域外の住民であっても、それぞれ速やかに避難者として次条に規定する施設（第４条及び第７条において「受入避難施設」という。）への受入れを行うものとする。

２　甲及び乙は、対象地域住民を避難者として受け入れた後に、当該避難者が自己に属する市域の避難所に避難できる状況になった場合は、それぞれ速やかに当該避難者を自己の市域内の避難施設に受け入れるものとする。

（受入避難施設）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ受入避難施設を決定し、文書により相互に通知を行うものとする。また、受入避難施設を変更する場合も同様の通知を行うものとする。

２　甲及び乙が受入避難施設を開設する場合は、速やかにその旨を相互に連絡するものとする。

（避難勧告等）

第５条　甲及び乙は、それぞれの市域に属する対象地域住民に対して避難勧告等を行う場合は、速やかに連絡調整を行うものとする。

２　甲及び乙は、対象地域住民に対する避難勧告等の情報伝達について、可能

な限り行うものとする。
（避難者の報告）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づき相手方の市域に属する対象地域住民を避難者として受け入れた場合は、速やかに当該避難者に関する情報を相手方に報告するものとする。
（住民への広報等）
第７条　甲及び乙は、対象地域住民及び受入避難施設の属する市域に居住している住民に対する受入避難施設等に関する広報等をそれぞれの市において行うものとする。
（相互受入に伴う経費負担）
第８条　相手方の市域に属する対象地域住民の受入れに伴い経費が生じた場合は、原則として、当該住民を受け入れた市が当該経費を負担するものとする。
（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに甲及び乙のいずれからもこの協定の解除又は内容変更の意思表示がない場合は、この協定は同一の条件で更に１年間自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。
（疑義の決定）
第10条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通保有する。

平成２１年３月２６日

甲　　大阪市
　　　大阪市長　　平　松　邦　夫

乙　　松原市
　　　松原市長　　中　野　孝　則

「災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書」
第４条に基づく受け入れの用に供する避難施設

１　松原市民の避難所

(1)　　松原市別所４丁目、５丁目及び８丁目
　　　松原市大堀２丁目、３丁目及び４丁目

名　　称	所　在　地	電　　話
平野高校	大阪市平野区長吉川辺４－２－１１	072-334-7400

２　大阪市民の避難所

(1)　　大阪市東住吉区矢田７丁目

名　　称	所　在　地	電　　話
天美小学校	松原市天美東８－１２－２２	072-332-0333
天美西小学校	松原市天美西６－２３８－１	072-333-1200

(2)　　大阪市平野区瓜破南1丁目、2丁目

名　　称	所　在　地	電　　話
三宅小学校	松原市三宅中２－１４－２１	072-332-0813

(3)　　大阪市平野区長吉川辺４丁目

名　　称	所　在　地	電　　話
恵我小学校	松原市大堀３－４－１７	072-332-1212

災害時における電気設備等の応急復旧作業に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と大阪府電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第 1 条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が管理する公共施設等に設けた避難所及び医療救護所並びに防災拠点施設（以下「避難所等」という。）の電気設備等の復旧作業のため、乙に協力を要請する必要が生じた際の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第 2 条　甲は、災害の発生により緊急に復旧作業を行なう必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。
2　甲の要請は応援要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請の内容）
第 3 条　この協定により、甲が乙に要請できる復旧作業は、次のとおりとする。
（1）　避難所等の電気設備等の復旧作業に関すること。
（2）　その他、甲が必要と認める復旧作業

（業務の従事）
第 4 条　乙は、甲から第 2 条の規定による要請を受けた時は、特別の理由がある場合を除き、乙の構成員に指示し、復旧作業の支援を行うものとする。

（報告）
第 5 条　乙は、復旧作業を実施したときは、現場写真を添えて甲に対し、次の事項について業務完了報告書（様式第 2 号）により報告しなければならない。
（1）　復旧作業に従事した業者名及び人員数
（2）　作業内容及び場所
（3）　業務期間
（4）　その他必要事項

（費用の負担）
第 6 条　甲は、復旧作業に要した費用を負担しなければならない。
2　前項に規定する費用の算出及び支払方法等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害補償）
第 7 条　この協定に基づく復旧作業に従事した者（以下「従事者」という。）が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として、従事者が属する構成団体において行うものとする。

（要請の伝達及び連絡責任者）

第 8 条　第 2 条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大阪市危機管理監を、乙においては大阪府電気工事工業組合三国支部長をそれぞれ指定するものとする。

（情報の提供）

第 9 条　甲及び乙は、あらかじめ復旧作業に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2　乙及び受託業者は、業務遂行中に得た災害等による被害情報等について、積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第 10 条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者により情報の交換に努めるものとする。会議等の開催時期は甲乙協議の上決定するものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第 11 条　乙は、支援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成２５年６月１１日

甲：　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市長　橋　下　　徹

乙：大阪府大阪市北区本庄東 2 丁目 3 番 38 号
大阪府電気工事工業組合
理事長　西　野　正　則

大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要な相談員の派遣協力に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と社団法人大阪府建築士会（乙－１）、社団法人大阪府建築士事務所協会（乙－２）、社団法人日本建築家協会（乙－３）、社団法人日本建築協会（乙－４）（以下「乙」という。）は、大規模地震が発生した際、大阪市地域防災計画に基づいて実施する「建築物の応急危険度判定活動」に必要な相談員の派遣協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（派遣協力の要請）

第１条　甲は、大規模地震発生時において、大阪市地域防災計画に基づき、建築物の応急危険度判定活動を円滑に実施するため、必要と認めるときは、乙に対し、相談員の派遣についての協力（以下「派遣協力」という。）を要請（以下「派遣協力要請」という。）することができる。

（派遣協力要請等の手続き）

第２条　甲の派遣協力要請は、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段（以下「電話等」という。）により行い、次の各号に掲げる事項を明示することとする。

⑴　要請する相談員の派遣場所

⑵　要請する相談員の人員

⑶　要請する相談員の派遣期間

⑷　その他必要な事項

２　甲は、派遣協力要請を電話等で行った後、速やかに乙に対して派遣協力を要請する旨の文書を提出するものとする。

（派遣協力の実施）

第３条　乙は、派遣協力要請を受けたときは、可能な限り、派遣協力を行うものとする。

（相談員の業務等）

第４条　本協定における相談員とは、大規模地震発生時に区役所等に設置される判定拠点において、市民からの被災建築物に関する相談窓口対応及び応急危険度判定活動に関する本市職員の補助業務を行うものとする。

２　甲は、相談員が円滑に業務遂行できるよう事前に必要な措置を講じることとする。

（相談員の報酬）

第５条　派遣に要する相談員については、原則として無報酬とする。ただし、災害ボランティア活動保険の加入金については、甲の負担とする。

２　前項の定めによりがたいときは、甲乙協議して定める。

（報告）

第６条　乙は、第２条第１項の規定に基づく派遣協力要請を受けたときは、派遣協力計画を作成し、次の各号に掲げる事項を電話等により、甲に報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

⑴　派遣する場所

⑵　派遣する相談員の人員、氏名及び連絡先

⑶　派遣する日時

⑷　その他、第２条第１項第４号で明示された事項

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定める。

（情報の交換）
第８条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要な情報を相互に交換する。

（協定の有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２４年3月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙より申し出が無く、両者異議の無いときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）
第10条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書５通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年8月１７日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市
代表者　大阪市長　平松　邦夫

乙－１　大阪市中央区谷町３丁目１番１７号
社団法人大阪府建築士会
会長　柳川　陽文

乙－２　大阪市中央区農人橋２丁目１番１０号
社団法人大阪府建築士事務所協会
会長　佐野　吉彦

乙－３　東京都渋谷区神宮前２丁目３番１８号
社団法人日本建築家協会
会長　芦原　太郎
近畿支部長　小島　孜

乙－４　大阪市中央区大手前１丁目７番３１
社団法人日本建築協会
会長　中井　進

災害時における協力に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構西日本支社（以下「乙」という。）とは、大阪市内において大規模な災害が発生した場合における災害応急対策、復旧事業及び復興事業を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害発生時の協力等）

第１条　甲は、大阪市内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、乙に対し、被災市街地等における災害応急対策、災害復旧事業及び被災市街地復興事業等について要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、乙の所有する賃貸住宅及び乙の事業地区等の迅速な災害応急対策及び災害復旧事業並びに賃貸住宅居住者等の安全確保に係る必要な措置を講じた上で、次条以下の規定に基づき、可能な限りこれに協力するものとする。

（乙の職員等の派遣等）

第２条　乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙の事業に支障のない限り次に定める業務を実施する。

一　被害調査業務　被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士による被災建築物・宅地の危険度の判定・表示等

二　応急仮設住宅建設業務　甲が建設する応急仮設住宅についての、設計、工事監理及び検査等の業務

三　応急仮設住宅等入居事務　甲が行う応急仮設住宅等の入居関係事務

２　前項に掲げる業務以外で、乙の支援が必要であると甲が判断する業務が発生した際には、甲乙協議するものとする。

３　甲は、第１項第１号に係る要請について、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び被災宅地危険度判定連絡協議会の定めるそれぞれの要綱等の規定に従い、大阪府及び国土交通省を通じて行うものとする。

（応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供）

第３条　乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する事業用地を乙の事業に支障のない範囲で応急仮設住宅の建設用地として甲に貸与するものとする。

２　乙は、災害発生時において、甲から要請があった場合は、乙が所有する賃貸住宅を乙の事業に支障のない範囲で被災者の居住確保を目的として暫定的に使用するものとする。

（被災市街地復興事業の相互協力）

第４条　甲及び乙は、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項に掲げる事業の実施等の必要がある場合においては、被災市街地の緊急かつ健全な復興のための土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の計画策定及び施行並びに当該市街地の復興に必要な住宅の供給等を行うため、相互に協力するものとする。

（連絡担当部署）

第５条　甲及び乙は、あらかじめ相互協力のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やか

に情報を交換するものとする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議し定めるものとする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年１０月１１日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市
代表者　大阪市長　平　松　邦　夫

乙　大阪市城東区森之宮１丁目６番８５号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
理事・支社長　糟　谷　明　人

大規模地震発生時における建築物の応急危険度判定活動に必要となる資機材等の提供協力等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、大規模地震が発生した際、大阪市地域防災計画に基づいて実施する「建築物の応急危険度判定活動」に必要となる資機材等の提供協力等に関して、次のとおり協定を締結する。

（提供協力の要請）
第１条　甲は、大規模地震発生時において、大阪市地域防災計画に基づき、建築物の応急危険度判定活動を円滑に実施するため、必要と認めるときは、乙に対し、資機材等の提供についての協力（以下「提供協力」という。）を要請することができる。
２　乙は、前項の規定に基づく提供協力の要請（以下「提供協力要請」という。）を受けたときは、乙が被災する等、提供協力ができない場合を除き、これに応じるものとする。

（運搬協力の要請）
第２条　甲は、乙に対し、提供協力要請を行った資機材等について、引渡場所までの運搬の協力（以下「運搬協力」という。）を要請することができる。
２　乙は、前項の規定に基づく運搬協力の要請（以下「運搬協力要請」という。）を受けたときは、乙が被災する等、提供協力ができない場合を除き、これに応じるものとする。なお、災害発生直後の道路状況等により、資機材等の運搬を行うことが困難な場合は、甲乙協議の上、引渡場所や運搬手段について、最善の手段を講じるものとする。

（提供協力要請等の手続き）
第３条　甲の提供協力要請及び運搬協力要請（以下「提供協力要請等」という。）は、口頭、電話又は電信その他の情報通信手段（以下「電話等」という。）により行い、次の各号に掲げる事項を明示することとする。
(1) 要請する資機材等の引渡場所
(2) 要請する資機材等の品目及び数量
(3) 要請する資機材等の引渡期限
(4) 運搬協力要請の有無
(5) その他必要な事項
２　甲は、提供協力要請等を電話等で行った後、速やかに乙に対して提供協力及び運搬協力（以下「提供協力等」という。）を要請する旨の文書を提出するものとする。

（提供協力等の優先実施）
第４条　乙は、提供協力要請等を受けたときは、可能な限り、他の業務に優先して提供協力等を行うものとする。

（経費の負担）
第５条　乙が、提供協力等を実施するのに必要となる経費（以下「協力経費」という。）は、原則として甲が負担する。なお、甲乙協議の上、あらかじめ無償提供の取り決めがある資機材等又は乙が自主的に行う資機材等の提供に伴う費用は、乙の負担とする。
２　甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準とする。
３　乙は、甲が協力経費を支弁するいとまがなく、かつ、甲から要請があった場合には、協力経費を一時立替えるものとする。
４　前３項の定めによりがたいときは、甲乙協議して定める。

（報告）

第６条　乙は、提供協力等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により、甲に報告し、速やかに乙は甲に実施した旨の文書を提出するものとする。

(1)　提供した場所

(2)　提供した資機材等の品目及び数量

(3)　提供した日時

(4)　運搬協力の有無

(5)　その他必要な事項

（費用の請求及び支払）

第７条　乙は、前条による文書の提出後、甲に対して協力経費の支払を請求し、甲は、乙の請求に基づき、これを支払うものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙は、大規模地震発生時における円滑な協力を図るため、関係会社等との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をあらかじめ定める。

（情報の交換）

第 10 条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要な情報を相互に交換する。

（協定の有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２２年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに甲又は乙より申し出が無く、両者異議の無いときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（疑義等の決定）

第 12 条　この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

甲　　大阪市　代表者　大阪市長　　平松　邦夫

乙　　○○※（代表者名）

※次の各社（団体）と個別締結

【複写機等】㈱沖データ、キヤノンマーケティングジャパン㈱、京セラミタ㈱、コニカミノルタビジネスエキスパート㈱、東芝テックビジネスソリューション㈱、パナソニックＣＣソリューションズ㈱、富士ゼロックス㈱、ブラザー販売㈱、リコー関西㈱

【粘着テープ】日本粘着テープ工業会

【印刷物】大阪府印刷工業組合

【筆記具・バインダー】大阪文具工業連盟

災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

（趣　旨）
第１条　この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、大阪市（以下「甲」という。）と住宅金融公庫大阪支店（以下「乙」という。）が、災害発生時に実施する住宅相談等の施策に関して必要な基本的事項を定めるものとする。

（臨時住宅相談窓口の設置）
第２条　災害時において乙は、甲と協議の上必要と判断される場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談窓口」を臨時に開設し、市民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。
２　「住宅相談窓口」の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

（職員の派遣）
第３条　乙は、被災した甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した市民の速やかな復興を支援するものとする。

（復興に向けた諸制度の周知）
第４条　甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、市民への周知に努めるものとする。
２　乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

（被災者となった債務者への支援）
第５条　乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した市民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、市民に対して積極的に周知を行うものとする。
２　甲は、当該措置について市民への周知に努めるものとする。

（連絡窓口）
第６条　この協定の業務に関する窓口は、甲においては大阪市住宅局企画部住宅政策課、乙においては住宅金融公庫大阪支店公共業務課とする。

（協　議）
第７条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

（適　用）
第８条　この協定は、平成１６年１月１７日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成１６年１月１６日

甲　大阪府大阪市北区中之島一丁目３番20号

大　阪　市　長　　關　淳　一

乙　大阪府大阪市中央区南本町四丁目５番20号

住宅金融公庫大阪支店長　　金　森　章　宣

自衛隊の災害派遣要請の様式

文書番号

年　　月　　日

大阪府知事　様

市　　長　　名

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1．災害の情況及び派遣を要請する事由
2．派遣を希望する期間
3．派遣を希望する区域及び活動内容
4．その他参考となるべき事項

自衛隊派遣部隊の撤収要請の様式

文書番号

年　　月　　日

大阪府知事　様

市　　長　　名

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　　号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1．撤収要請日時
2．派遣された部隊
3．派遣人員及び従事作業の内容
4．その他参考となるべき事項

警察消防相互応援協定

非常事態の場合における警察及び消防の相互応援について次のように協定する。

なお、本協定文書は2通を作成し、大阪府公安委員会及び大阪市長において各1通を保管する。

（相互応援）

第1条　消防組織法第42条の主意に基き、非常事態の場合において国民の生命身体及び財産の保護に関し、適切な防ぎよ措置を講ずるため、警察及び消防は相互に応援を要請することができる。

（非常事態）

第2条　この協定において非常事態とは、騒動、暴動若しくは大火災又は地震、台風、洪水等の天災の起つた状態をいう。

（非常事態の判定）

第3条　前条の非常事態の判定は、協定者又はその代理者相互間において行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条　警察から消防に対し応援を要請する場合は、大阪府警察本部長から大阪市消防局長に、消防から警察に対して応援を要請する場合は、大阪市消防局長から大阪府警察本部長に行うものとする。

2　特に緊急の必要があつて、前項の手続を経るいとまがないときは、現地の警察署長及び消防署長の相互間において応援を要請することができる。この場合当該両署　長は、それぞれの所属長にすみやかに報告しなければならない。

（応援要請事項）

第5条　応援要請に際しては、文書により次に掲げる事項を告げなければならない。ただし、緊急を要する場合は口頭によつてこれを行うことができる。この場合においては、事後すみやかに文書を送付するものとする。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 所要人員数

(3) 派遣を希望する日時及び場所

(4) 応援員の任務予定

(5) 携行器材及び車両

(6) その他必要とする事項

（応援派遣）

第 6 条　第 4 条の応援要請があつたときは、所管業務に支障のない限りこれに応じなければならない。

（指揮）

第 7 条　消防が警察を応援する場合は、警察が消防を指揮し、警察が消防を応援する場合は、消防に関係のある警察の指揮は消防が行うものとする。

（警察に応援した消防職員の任務）

第 8 条　消防が警察を応援した場合の消防職員の任務は、警察庁ならびに国家消防本部の示した範囲内に限るものとする。

（危険防止）

第 9 条　受援者はこの協定の実施によつて生ずる危険防止について充分な措置を講じなければならない。

（経費）

第 10 条　応援出動のために要した経費は、相互に協議のうえこれを負担しなければならない。

（協定の改廃）

第 11 条　この協定を改廃する必要が生じた場合は、相互にその申出に応じなければならない。

大阪市、八尾市消防相互応援協定

第１条　大阪市（以下「甲」という。）八尾市（以下「乙」という。）との消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙の消防長は、火災防ぎょのため、次の区分により相互に応援隊を派遣するものとする。

（１）甲又は乙の消防機関が、何らかの情報により、別表の地域内における火災の発生を認知したときは、甲又は乙の消防長は、当該地域に対して１分隊（消防自動車１台及び所要の消防吏員をいう。以下同じ。）を派遣すること。

（２）甲の消防機関が別表に定める八尾市域内の火災について火焔を認知したときは、甲の消防長は、当該地域に対して前号に定めるほか、２分隊を派遣すること。

（３）甲又は乙の消防機関が甲と乙との境界線付近に火災の発生を認知したときは、甲又は乙の消防長は、当該地域に対して必要分隊を派遣すること。

２　甲又は乙の消防長は、その市域内における火災（山林火災を除く。）、水災その他の災害の防ぎょ又は救急業務について応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、前項の規定にかかわらず、その要請地域に対し相互に応援隊を派遣するものとする。

第３条　前条の場合において、受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。ただし、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

（１）受援地の消防長又は消防署長が指揮すること。

（２）指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第４条　第２条による応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）消防機械器具の小破損の修理、化学消火剤、機関の燃料、職員の諸手当及び被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。

（２）前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア　前号に定める小破損の程度をこえる消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ　建築物、工作物又は土地に対する補償費

ウ　応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金

２　前項第２号ウの応援隊員に対する災害補償等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

３　前各項以外の経費については、そのつど、双方協議のうえ、決定するものとする。

第５条　乙の消防長は、火災、水災その他の災害の防ぎょ又は救急業務以外の消防業務について、応援を求める必要があるときは、甲の消防長に対して、消防職員の派遣又は消防施設の利用について要請することができる。

２　甲の消防長は、前項の応援要請があったときは、甲の消防業務の執行に支障がないかぎり、要請に応じるものとする。この場合における所要経費の負担区分については、

そのつど、双方協議のうえ、決定するものとする。

第６条　この協定に規定していない事項または疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附　則

この協定は、昭和３７年１月１日から実施する。

附　則（昭和４７年５月２９日）

この改正協定は、昭和４７年６月１日から実施する。

附　則（昭和４９年１２月２４日）

この改正協定は、昭和４９年１２月２４日から実施する。

（別　表）

八尾市

恩智川以西の地域

大阪市

平野区

加美北９丁目、加美東２丁目、３丁目、５丁目から７丁目まで、加美南２丁目から５丁目まで、長吉出戸２丁目から８丁目まで、長吉六反１丁目から５丁目まで、長吉長原東１丁目から３丁目まで、長吉長原１丁目から４丁目まで、長吉川辺１丁目から４丁目まで、長吉長原町、長吉出戸町及び長吉川辺町の地域、加美東１丁目及び同４丁目のうちそれぞれ国鉄城東貨物線以東の地域並びに加美南１丁目、加美鞍作１丁目から３丁目まで及び喜連東５丁目のうちそれぞれ国鉄南大阪臨港線以東の地域

大阪市と堺市、守口市門真市消防組合、東大阪市、吹田市、松原市、大東四條畷消防組合、豊中市、尼崎市、摂津市消防相互応援協定

第１条　大阪市（以下甲という。）と○○市（以下乙という。）との消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙の消防長は、火災、(山林火災を除く。以下同じ。)水災、その他の災害（以下災害という。）防ぎょのため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

第３条　前条の応援要請は、受援市の消防長が、火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第４条　災害防ぎょのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

２　前項の応援要請があったときは、応援側において、当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第５条　受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（１）受援地の消防長又は消防署長が指揮すること

（２）指揮は、応援隊の長に対して行うこと

第６条　災害防ぎょのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（１）消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

（２）前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア　前号に定める小破損の程度を越える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ　化学消火に要した薬剤費（第４条の薬剤費を含む。）

ウ　建築物、工作物又は、土地に対する補償費

エ　応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金等

２　前項第２号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

３　第１項各号以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第７条　甲又は乙の消防長は、災害防ぎょ以外の救急業務についても、応援を求める必要があるときは、相互に応援の要請をすることができる。

２　甲又は乙の消防長は、前項の応援要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請に応じるものとする。

３　救急業務の応援に要した経費の分担については、第６条第１項第１号の規定を準用するほか、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第８条　甲及び乙の消防長は、第２条及び第７条の規定に基づく応援要請の有無にかかわらず、災害又は救急業務の発生を認知若しくは受報した場合において、直ちに相互に応援する必要がある地域及び応援隊数等について、あらかじめ協議のうえ、協定することができるものとする。

２　前項の協定地域内において、応援隊が現場に先着した場合における応援隊の指揮は、受援側指揮者が到着するまでの間、第５条の規定にかかわらず、応援隊の指揮者が指揮するものとする。

３　前項の場合における応援に要した経費の分担については、受援側指揮者の指揮下における活動とみなし、第６条の規定を準用する。

第９条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

附　則

この協定は、○○○○年○○月○日から実施する。

（備　考）

１　第２条中「（山林火災を除く。以下同じ。）」については、東大阪市以外は協定文から除く。

２　第８条中「及び第７条」「又は救急業務」については、吹田市の協定文から除く。

３　第８条中「又は救急業務」については、堺市、守口市門真市消防組合、松原市、東大阪市及び摂津市の協定文においては「又は救急事故」と読み替える。

大阪府下広域消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、大阪府域内（以下「府下」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町）

第２条　この協定は、府下の市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第３条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）武力攻撃による災害

（４）放射性物質、生物剤又は化学剤による災害

（５）航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故

（６）その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等（以下「受援市等」という。）の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎょ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第２条に規定する他の協定市等（以下「応援市等」という。）の長又は消防長に対して行うものとする。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況

（２）必要とする人員、車両及び資器材等

（３）集結場所及び連絡担当者

（４）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第５条　応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

２　応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

３　応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第４条第１項の応援要請があったものとみなす。

（応援隊の指揮）

第６条　受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に

対して行うものとする。
（経費の負担）
第７条　応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。
（１）応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。
（２）受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。
２　経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。
（情報提供等）
第８条　協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。
（協定市等以外への応援）
第９条　協定市等は、協定市等以外において第３条に定める災害が発生し消防隊の応援要請を受けたときは、積極的に応援を行うものとする。
（実施細目）
第１０条　この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又はの消防長が協議して定めるものとする。
（疑義の協議）
第１１条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附　則
１　この協定は、平成２６年４月１日から施行する。
２　この協定の成立を証明するため、本書３２通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２６年４月１日

大阪市長	橋　下　　徹
堺市長	竹　山　修　身
岸和田市長	信　貴　芳　則
豊中市長	淺　利　敬一郎
池田市長	小　南　修　身
吹田市長	井　上　哲　也
泉大津市長	伊　藤　晴　彦
高槻市長	濱　田　剛　史
貝塚市長	藤　原　龍　男
守口市門真市消防組合管理者	
守口市長	西　端　勝　樹
枚方寝屋川消防組合管理者	
枚方市長	竹　内　　修
茨木市長	木　本　保　平
八尾市長	田　中　誠　太

泉州南消防組合管理者	
泉佐野市長	千 代 松　大 耕
富田林市長	多 田 利 喜
河内長野市長	芝 田 啓 治
松原市長	澤 井 宏 文
大東四條畷消防組合管理者	
大東市長	東 坂 浩 一
和泉市長	辻 宏 康
箕面市長	倉 田 哲 郎
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者	
柏原市長	中 野 隆 司
摂津市長	森 山 一 正
高石市長	阪 口 伸 六
東大阪市長	野 田 善 和
交野市長	中 田 仁 公
大阪狭山市長	吉 田 友 好
島本町長	川 口 裕
豊能町長	田 中 龍 一
忠岡町長	和 田 吉 衛
太子町長	浅 野 克 己
河南町長	武 田 勝 玄
千早赤阪村長	松 本 昌 親

五都市消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定に基づき、名古屋市、京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「協定市」という。）が相互の消防応援体制を確立して、災害に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

（１）地震による災害、風水害その他の大規模な自然災害

（２）高層建築物、危険物施設、林野等に係る大規模又は特殊な災害

（３）船舶、航空機、列車、自動車その他の交通機関に係る大規模又は特殊な災害

（４）その他特異な消防活動を要する災害

（応援要請）

第３条　応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市（消防事務を受託している区域を含む。以下「受援市」という。）の消防長が受援市の消防力によっては、災害の防御、救助、救急活動等が著しく困難であると認める場合に、他の協定市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

２　応援市は、災害の規模、状況等により、応援の必要があり、かつ、受援市が応援要請を行うことが特に困難であると認めた場合は、当該要請を待つことなく、応援することができるものとする。

３　応援市の消防長は、前項の規定による応援を行う場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第４条　応援市の消防長は、前条第１項の応援要請を受けた場合は、業務に重大な支障がある場合を除き応援隊を派遣するものとする。

２　応援市の消防長は、前条第１項の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援市の消防長に通報するものとする。

３　応援隊は、消火隊、救急隊、救助隊、指揮隊、航空隊その他の隊により必要に応じて編成するものとする。

（応援隊の指揮）

第５条　受援市における応援隊は、受援市の消防長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

（１）応援市において負担する経費

ア　応援職員の人件費

イ　燃料、資器材、食料、宿泊等の経費。ただし、受援市が調達したものは受援市の負担とする。

ウ　車両、航空機、資器材等の修理費

エ　応援職員の公務災害に係る災害補償費

（２）受援市において負担する経費

ア　受援市が応援市に対して特別に調達を要請した燃料、資器材、食料等の経費

イ　受援市の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市の重大な過失により発生した損害は応援市の負担とする。

２　前項各号に掲げるもの以外の経費の負担については、そのつど応援市及び受援市が協議のうえ、決定するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議のうえ、決定するものとする。

（疑義の協議）

第８条　この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど協定市が協議のうえ決定するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２４年３月１日から効力を生じる。

２　この協定の締結に伴い、平成１８年９月１日名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市において締結した四都市消防相互応援協定は廃止する。

３　この協定の成立を証明するため、正本５通を作成し、協定市の長が記名押印のうえ、各自１通を保管する。

平成２４年３月１日

名古屋市長　河村たかし
京都市長　門川大作
大阪市長　橋下徹
堺市長　竹山修身
神戸市長　矢田立郎

船舶火災の消火に関する業務協定

（目　　的）

第１条　この協定は、海、河川、又は運河において、船舶（消防法第２条に規定する「舟」を含む。以下同じ。）に係る火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において大阪海上保安監部（以下「甲」という。）と大阪市消防局（以下「乙」という。）とが協力して消火活動及び火災警戒活動（以下「消火活動等」という。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定区域）

第２条　この協定の対象とする区域は、港則法（昭和23年法律第174号）で定める阪神港大阪区内とする。

（担任区分）

第３条　次の各号に掲げる船舶に係る消火活動等は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

（１）ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

（２）河川又は運河の区域で水深等の理由により甲の巡視船艇が航行することができない区域の船舶

２　前項各号に掲げる船舶以外の船舶に係る消火活動等は、主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。

（火災発生等の通報）

第４条　甲又は乙は、船舶に係る火災が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、相互に、直ちにその旨を通報するものとする。

（消火活動等の通知）

第５条　甲又は乙が単独で消火活動等を行ったときは、相互にそのてん末を通知するものとする。

（合同指揮所）

第６条　大規模な消火活動等を行う必要があるときは、甲及び乙は、協議して現場に合同指所を設けるものとする。

（火災原因及び損害の調査）

第７条　火災の原因並びに火災又は消火により受けた損害の調査は、甲及び乙が協議して行うものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、入港船舶の危険物積載の状況及び化学消火剤の備蓄状況その他消火活動等を行うため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報を相互に交換するものとする。

（経費の負担）

第９条　消火活動等に要した経費は、出場した甲又は乙がそれぞれ自己の活動に要した範囲内において負担するものとする。

　ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別の経費の負担については、

甲及び乙がその都度協議して決定するものとする。

（大型タンカー対策）

第１０条　大型タンカー等の事故の場合における消火活動等を効果的に行うため、大阪市防災会議等による対策の推進のほか甲及び乙は、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

（１）情報及び資料の交換

（２）消火活動等の要領の作成

（３）必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

（実施の細目）

第１１条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（疑　　義）

第１２条　この協定に規定していない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲及び乙が協議して決定する。

（協定の改廃）

第１３条　この協定を改廃しようとするときは、甲及び乙が協議のうえ、これを行うものとする。

附　則

１　この協定は、締結の日から効力を生ずる。

２　昭和３８年１２月２５日締結の「船舶消防等に関する業務協定」は、これを廃止する。

大阪湾消防艇相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、大阪市、堺市（同市に消防事務を委託している高石市を含む）及び神戸市（以下「協定市等」という。）の各々に属する消防艇及びその乗組員（以下「応援隊」という。）に係る相互応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

（応援区域）

第２条　この協定に基づく消防艇の応援は、協定市等の港内及びこれに関連する沿岸施設で別表に掲げる区域とする。

（災害種別）

第３条　この協定において、大規模又は特殊な災害とは次のとおりとし、応援活動、救援活動又は後方支援活動を必要とするものをいう。

（１）地震、風水害等による大規模災害又は特殊災害

（２）石油コンビナート火災又は危険物等の流出事故

（３）船舶火災又は海難事故

（４）要請側（以下「受援市等」という。）の消防長が、消防活動上特に必要と認める場合

（応援要請）

第４条　応援要請は、発災地の消防長が協定市等の消防長に電話、ファクシミリ又は無線等適切な方法で行うものとする。

２　前条の応援要請があったときは、他の協定市等（以下「応援市等」という。）は、業務又は気象状況等により重大な支障がある場合を除き、応援を行うものとする。

（指揮）

第５条　応援隊は、応援活動を行う場合は、受援市等の消防長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援活動に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

（１）応援市等において負担する経費

ア　応援隊の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）

イ　船舶及び機械器具の燃料費等経常経費（受援市等が調達したものを除く。）

ウ　船舶及び機械器具の小破損の修理費

（２）受援市等において負担する経費

ア　消火薬剤、流出油処理剤、オイルフェンス及び吸着剤等

イ　前号に定める小破損の程度を越える船舶及び機械器具の修理費

ウ　受援市等の指揮下における活動中に発生した第三者に対する損害賠償及び損失補償に要する経費。ただし、応援市等の重大な過失により発生した損害は、

応援市等の負担とする。

エ　受援市等の指揮下における応援隊員の公務上の災害補償費及び賞じゅつ金等

2　前項第2号エの応援隊員に対する災害補償費及び賞じゅつ金等は、応援市等の定める例により、応援市等に対して支払うものとする。

3　経費の負担について、第1項の定めにより難いとき又は第1項各号に定めるもの以外の経費の負担については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

（実施細目）

第7条　この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議して覚書で定めるものとする。

（疑義の協議）

第8条　この協定に規定していない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、そのつど相互が協議のうえ、決定するものとする。

附　則

1　この協定は、平成21年3月31日から効力を生ずる。

2　この協定の成立を証明するため、正本3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年3月31日

大 阪 市 長　　平 松 邦 夫

堺　 市　 長　　木 原 敬 介

神 戸 市 長　　矢 田 立 郎

大阪湾消防艇相互応援協定に基づく覚書

（目的）

第１条　この覚書は、大阪湾消防艇相互応援協定（以下「協定」という。）第７条に基づき協定市等間の消防艇相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請の手続き）

第２条　協定第４条の応援要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援要請書（様式第１号）を送付するものとする。

（１）災害の種別

（２）災害発生の場所及び被害の状況

（３）着岸場所

（４）必要な応援活動の概要

（応援の決定通知）

第３条　協定第４条第２項に基づく応援隊の派遣の決定通知は、電話、ファクシミリ又は無線等により行うものとする。ただし、口頭による場合は、事後速やかに消防艇応援派遣決定通知書（様式第２号）を送付するものとする。

（経費）

第４条　協定第６条第１項第１号中「応援が長時間にわたる場合」とは、協定第３条に係る活動作業が５時間以上にわたる場合とし、「小破損の修理費」とは、５万円以内（人件費及び材料費を含む。）の修理費とする。

２　協定第６条第２項中「賞じゅつ金等」とは、賞じゅつ金又は特別救慰金及び弔慰金をいい、「応援市等の定める例」とは、応援市の定める条例、規則等の規定をいう。

（情報交換、連絡等）

第５条　応援隊の活動を円滑に行うため、あらかじめ次の事項について情報交換等を行うものとする。

（１）着岸可能場所

（２）消防艇との連絡方法

（３）消防艇の整備、修理等により運行不能が予測される場合の期間

（４）その他必要な事項

（報告）

第６条　応援市等の消防長は、応援隊が帰庁したとき、速やかに応援活動の概要を様式第３号によりファクシミリで受援市等の消防長に通知するものとする。

２　受援市等の消防長は、災害活動終了後、速やかに当該災害の概要を様式第４号によりファクシミリで応援市等の消防長に通知するものとする。

（訓練）

第７条　消防艇相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要に応じて訓練を実施するものとする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、そのつど相互が協議して定めるものとする。

附　則

１　この覚書は、平成２１年３月３１日から効力を生ずる。

２　この覚書の成立を証明するため、正本３通を作成し、協定市等の消防長が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２１年３月３１日

大阪市消防長　　森　口　清太郎

堺市消防長　　玉　崎　和　実

神戸市消防長　　小野田　敏　行

大阪市・〔○○市・町・村／○○消防組合〕航空消防応援協定

（目　　的）

第１条　大阪市（以下「甲」という。）と〔○○市・町・村／○○消防組合〕（以下「乙」という。）との回転翼航空機（以下「航空機」という。）による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

（運航の基準）

第２条　この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

（指　　揮）

第３条　乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の消防長又は消防署長が、機長に対し行う。

２　機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を超える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運航することができる。

（経費の負担）

第４条　乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

（１）航空機の修理費

（２）建築物（家具什器等を含む。）、工作物又は土地等に関する補償費

（３）航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等

２　前項第３号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。

３　前２項に定めのない経費の負担が生じたときは、甲乙双方協議のうえ決定する。

（この協定に規定しない事項等）

第５条　この協定に定めていない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ決定する。

附　則

この協定は、平成２２年４月１日から施行する。

〔応援協定・締結市町村消防組合
大阪府下　19 市　4 町　5 消防組合〕

堺　市	島本町	守口市門真市消防組合
岸和田 〃	豊能 〃	枚方・寝屋川 〃
豊中 〃	能勢 〃	柏原・羽曳野・藤井寺〃
池田 〃	忠岡 〃	泉州南 〃
吹田 〃		大東・四条畷 〃
泉大津 〃		
高槻 〃		
貝塚 〃		
茨木 〃		
八尾 〃		
富田林 〃		
河内長野 〃		
松原 〃		
和泉 〃		
箕面 〃		
摂津 〃		
東大阪 〃		
交野 〃		
大阪狭山 〃		

東京消防庁・大阪市消防局航空消防相互応援協定

（目　　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、東京消防庁及び大阪市消防局（以下「協定都市」という。）に属するテレビ電送システムとう載の回転翼航空機及び乗組員（以下「航空隊」という。）に係る相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害等）

第２条　この協定の対象とする災害等は、次の各号に掲げる事象であって、テレビ電送システムによる情報収集及び指揮支援のため航空隊の応援を必要とする場合とする。

（１）地震等により大災害が発生したとき

（２）前号に定める災害に対処するため、特に訓練を実施する必要があると認めるとき

（応援の区域及び要請）

第３条　この協定に基づく応援の区域は、法第２６条の規定に係る区域及び大阪市の区域とする。

２　応援等の要請は、それぞれの区域に前条に定める応援の必要が生じた場合、応援要請都市（以下「甲」という。）の消防長が、応援都市（以下「乙」という。）の消防長に行うものとする。

（応　援）

第４条　乙は、航空隊の応援要請があった場合、気象状況、所掌事務等により応援に支障がある場合を除き応援に努めるものとする。

（応援の始期及び終期）

第５条　応援は、甲の消防長の要請により航空隊が回転翼航空機（以下「航空機」という。）の定置場（以下「基地」という。）を離陸したときから始まり、要請による消防業務を完了して基地に帰着したときに終るものとする。

（指　揮）

第６条　応援活動中における航空隊は、甲の消防長の指揮に従うものとし、下命は乙の指揮者に行うものとする。

ただし､機長が航空機の運行に重大な支障があると認めたときは､この限りでない。

（経費の負担）

第７条　応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費、消耗品費等の通常経費は、乙の負担とする。

２　応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは甲の負担とする。ただし、乙に属する航空隊の重大な過失により発生した損害は、乙の負担とする。

（１）土地、建物、工作物等に対する補償費

（２）航空機の損傷に対する諸経費

（３）乙の乗組員の死傷に伴う賞じゅつ金、弔慰金等の経費

（４）一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

３　前項に定める甲の負担額は、乙の加入する航空保険により支払われる金額（航空保険に加入していない場合は、これに相当する額）を控除した金額とする。

４　前各項に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、そのつど協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

（実施細部等）

第８条　この協定の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

２　この協定の実施について疑義が生じた場合は、協定都市の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保管）

第９条　この協定を証するため正本２通を作成し、協定都市において各１通保管しておくものとする。

附　則

この協定は、平成１８年１１月３０日から効力を生ずる。

平成１８年１１月３０日

東京消防庁消防総監　関口　和重
大阪市消防長　森口　清太郎

大阪市と伊丹市、池田市との消防相互応援協定

第１条　大阪市（以下甲という。）と、市（以下乙という。）との消防相互応援協定については、この協定の定めるところによる。

第２条　甲又は乙の消防長は、航空機による火災その他の災害又は災害の発生するおそれのある場合並びに大阪国際空港の諸施設の火災（以下「航空機等の災害」という。）の防ぎょ及び救急業務のため、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し相互に応援するものとする。

第３条　前条の応援要請は、受援市の消防長が火災等の概況、出場を求める機械種別及び数、誘導員配置場所等を明示し、応援市の消防長に対して行うものとする。

第４条　航空機等の災害防ぎょのため、化学消火薬剤を大量に必要とする場合において、甲又は乙の消防長は、薬剤種別、用量及び使用場所を明示し、化学消火薬剤の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

２　前項の応援要請があったときは、応援側において当該薬剤を要請地まで搬送するものとする。

第５条　受援地における応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）受援地の消防長又は消防署長が指揮すること

（2）指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第６条　航空機等の災害防ぎょ及び救急業務のため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

（1）消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は応援側の負担とする。

（2）前条による受援側の指揮下における活動中に発生した事故のうち、次に掲げる諸経費は、受援側の負担とする。

ア　前号に定める小破損の程度をこえる消防機械器具の修理費（破損の原因が応援側の重大な過失によるものを除く。）

イ　化学消火に要した薬剤費（第４条の薬剤費を含む。）

ウ　建築物、工作物、又は、土地に対する補償費

エ　応援隊員及び一般人の死傷に伴う災害補償費、特別救慰金、弔慰金等

２　前項第２号エの応援隊員に対する災害補償費等は、応援側の定める例により、応援市に対して支払うものとする。

３　第１項各号以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

第７条　この協定に規定していない事項又は、疑義を生じた事項については、甲、乙双方協議のうえ、決定するものとする。

付　　則

この協定は、昭和４３年3月１０日から実施する。

大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

（目　的）
第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条の規定　に基づき、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、高石市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「１５都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）
第２条　この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって災害防ぎょまたは救助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

２　前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（１）災害の発生日時、場所及び状況
（２）必要とする人員、車両及び資器材等
（３）集結場所及び連絡担当者
（４）その他必要事項

（応援隊の派遣）
第３条　応援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）
第４条　受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）
第５条　応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

（１）応援市の負担
ア　消防機械器具の小破損の修理費
イ　車両、資器材等の燃料費
ウ　職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
エ　応援隊員の公務災害補償費

（２）受援市の負担
ア　前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）
イ　車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限る。）及び化学消火に要した薬剤費
ウ　受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち次に掲げる諸経費
（ア）建築物、工作物又は土地に対する補償費等

（イ）応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金、特別救慰金及び弔慰金等

（ウ）一般人の死傷に対する補償費等

２　前項第２号ウ（イ）の応援隊員に対する賞じゅつ金等は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。

３　経費負担について疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

（実施細目）

第６条　この協定の実施について必要な事項は、１５都市の消防長等が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第７条　この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど１５都市が協議のうえ決定するものとする。

付　則

１　この協定は、平成２６年１月３１日から施行する。

２　この協定の成立を証明するため、本書１５通を作成し、１５都市が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年１月３１日

大阪市長	橋　下　　徹
堺市長	竹　山　修　身
豊中市長	淺　利　敬一郎
東大阪市長	野　田　義　和
池田市長	小　南　修　身
吹田市長	井　上　哲　也
八尾市長	田　中　誠　太
松原市長	澤　井　宏　文
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者	
柏原市長	中　野　隆　司
高石市長	阪　口　伸　六
尼崎市長	稲　村　和　美
西宮市長	河　野　昌　弘
伊丹市長	藤　原　保　幸
宝塚市長	中　川　智　子
川西市長	大　塩　民　生

関西国際空港消防相互応援協定

大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町及び泉州南消防組合（以下「協定市町等」という。）の長並びに新関西国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、関西国際空港（以下「空港」という。）及び周辺における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、空港及び周辺における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（応援要請）

第２条　この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市町等（以下「受援市町等」という。）の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市町等（以下「応援市町等」という。）の消防長及び空港会社の運用部長に対し応援を求めることができるものとする。

２　前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに次の事項を文書で提出するものとする。

（１）緊急事態の発生日時及び場所

（２）緊急事態の種類及び被害の状況

（３）航空機の機種及び搭乗人員

（４）応援を要する人員、車両等の種別、資機材の数量

（５）応援隊の到着すべき場所

（６）その他必要な事項

（応援及び種類）

第３条　応援市町等の消防長及び空港会社の運用部長は、前条の規定により応援要請があったときは業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。また、この場合の応援の種類は、次のとおりとする。

（１）火災防ぎょのための消防隊の派遣

（２）救助隊及び救急隊の派遣

（３）その他必要な事項

（応援隊の指揮）

第４条　応援隊の指揮は受援市町等の現場指揮本部長が指揮するものとする。

２　現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは直接隊員に命令することができる。

（費用の負担）

第５条　応援出場に要する費用については、空港会社と協定市町等の間においては各自に要した費用を負担するものとし、協定市町等の間については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の各号によるものとする。

（1）応援のために要した経常的な経費については、応援市町等の負担とする。

（2）受援市町等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市町等の負担とする。

2　経費負担について疑義を生じたときは、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

（緊急事態の通報）

第６条　空港会社の運用部長は、緊急事態が生じた協定市町等の消防長に対しすみやかに通報するものとする。

2　前項の通報は、次の事項について電話その他迅速な連絡方法により行うものとする。

（1）緊急事態の種類

（2）航空機の機種及び搭乗人員

（3）緊急事態の発生場所、日時及び被害の程度

（計画の立案及び訓練）

第７条　協定市町等及び空港会社は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、合同訓練を実施するものとする。

（資料の交換）

第８条　協定市町等及び空港会社は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（実施細目）

第９条　この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市町等の消防長及び空港会社の運用部長が協議して定めるものとする。

（疑義の協議）

第10条　この協定について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等及び空港会社が協議して定めるものとする。

付　則

1　この協定は、平成２５年７月１日から施行する。

2　平成２１年７月１日締結の関西国際空港消防相互応援協定は、廃止する。

3　この協定の成立を証するため本協定１０通作成し、協定市町等の長が記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２５年７月１日

大阪市長	橋下　徹
堺市長	竹山修身
岸和田市長	野口　聖
泉大津市長	伊藤晴彦
貝塚市長	藤原龍男
和泉市長	辻　宏康
高石市長	阪口伸六
忠岡町長	和田吉衛
泉州南消防組合管理者	千代松大耕
新関西国際空港株式会社 代表取締役社長	安藤圭一

震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書

大阪市消防局（以下「甲」という。）と大阪市患者等搬送事業者協会（以下「乙」という。）とは震災等大規模災害時で、多数傷病者が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に、民間協力の一環として、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）
第１条　この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、震災等大規模災害時に発生した多数の傷病者のうち、甲が依頼する傷病者の搬送業務（以下「業務」という。）とする。
（震災等大規模災害の種別）
第２条　震災等大規模災害とは、以下の災害をいう。
（１）大規模な地震、風水害等の自然災害
（２）航空機事故、列車事故等による多数傷病者発生事故
（３）その他前２号に掲げる災害に準ずる災害
（出場の要請）
第３条　甲は、日時及び場所を指定して、業務に従事する患者等搬送車及び乗務員（以下「患者等搬送車等」という。）の出場を乙に要請するものとする。
２　乙に属する会員（以下「会員」という。）は、甲と連絡手段が確保できない場合で、災害状況から患者等搬送車等の協力が必要と判断した場合、会員の事業所を管轄している消防署等へ出場するものとする。
（業務等の実施）
第４条　会員は、前条の規定に基づき、震災等大規模災害の現場へ出場要請を受けたときは、指定された場所に出場し、甲の現場最高指揮者の指示に基づき、業務を実施するものとする。
２　乙は、前項の規定に基づき、会員が出場した場合には、直ちに患者等搬送車等の活動状況等を甲に報告するものとする。
（費　用）
第５条　前条第１項に基づく業務に要した費用は、乙の負担とする。
（乗務員等の災害補償）
第６条　業務の実施により発生した人的、物的事故については、会員の責任において処理するものとする。
（訓練演習の参加）
第７条　乙は、甲が実施する震災等大規模災害を想定した訓練演習に、会員が積極的に参加協力できるように配意するものとする。
（協　議）
第８条　この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
（施行日）

第９条　この協定は、平成８年９月１日から施行する。

甲と乙とは、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。
平成８年８月２９日

甲　大阪市消防局
局　　長　　　　　　岡　本　吉　晃

乙　大阪市患者等搬送事業者協会
会　　長　　　　　　関　　　淳　一

災害時における医療救護についての協定書

大阪市（以下「甲」という。）と社団法人大阪府医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び甲が別に定める大阪市災害対策本部衛生部災害応急対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、災害時における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第２条　乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、災害時において乙が実施すべき医療救護計画を定め、これを甲に報告するものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、地域防災計画及び実施要領に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　前項の要請は、次の事項を示した文書又は必要に応じ電話等により、行うものとする。

（1）　災害発生の日時及び場所

（2）　災害の原因及び状況

（3）　派遣を要する班数及び医薬品等

（4）　派遣の機関

（5）　その他必要な事項

３　乙は、第１項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第４条　医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行う。

（医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所又は避難所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）　傷病者に対する応急処置

（2）　傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（3）　死亡の確認

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（経費の負担）

第７条　甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係わる次の経費は、甲が負担する。

（1）　医療救護班の派遣に対する実費弁償として、別表１で定める額

（2）　医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、

又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として、別表２で定める額

２　前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が、様式１により、甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求の内容を審査し、適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

（報　告）

第８条　乙は、医療救護に関する業務の実績を、様式２により、甲に報告するものとする。

２　乙は、業務災害が発生したときは、様式３により、甲に報告するものとする。

（地区医師会との調整）

第９条　乙は、地域防災計画及び実施要領による甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、大阪市地区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、昭和５８年９月１日から昭和５９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前３０日までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長され、以後同様とする。

（協　議）

第１１条　この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

昭和５８年９月１日

甲　大　阪　市　長
大　島　　靖
乙　社団法人　大阪府医師会長
稲　葉　　博

災害時用医薬品等の供給に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、社団法人大阪府薬剤師会（以下「乙」という。）は災害時用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定書を締結する。

（甲の要請）

第１条　甲は、災害時用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（業務委託料内訳書及び工程表の提出）

第３条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）　医薬品

（２）　衛生材料

（３）　その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第４条　前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（医薬品等の引き取り）

第５条　医薬品等の引き取りについては、甲が指定するものとし、備蓄場所において甲または甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第６条　甲は供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生時直前の適正な価格で乙に支払うものとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

第８条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年１０月１日

甲　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
大阪市健康福祉局長　平　田　修　一

乙　大阪市中央区和泉町１丁目３番８号
社団法人　大阪府薬剤師会
会　長　中　西　光　景

災害時用医薬品等の供給に関する協定書

大阪市（以下｢甲｣という。)と、大阪府医薬品卸協同組合（以下｢乙｣という。）は災害時用医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定書を締結する。

（甲の要請）

第１条　甲は、災害時用医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めたとき、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は､甲から前条の要請を受けたときは､要請事項について速やかに措置するとともに､その措置事項を甲に報告するものとする。

（業務委託料内訳書及び工程表の提出）

第３条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（４） 医薬品

（５） 衛生材料

（６） その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第４条　前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合は電話等によることができるものとする。

（緊急措置）

第５条　やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の会員に対し直接、供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

２　乙の会員とは、大阪府医薬品卸協同組合の組合員たる卸売一般販売業者をいう。

（医薬品等の引き取り）

第６条　医薬品等の引き取りについては、甲が指定するものとし、備蓄場所において甲または甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用負担）

第７条　甲は供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生時直前の適正な価格で供給業者に支払うものとする。

（有効期限）

第８条　この協定の有効期限は、協定の日からとし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

（疑義等の決定）

第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じ

て甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年１０月１日

甲　　大阪市北区中之島１丁目３番２０号
　　　大阪市健康福祉局長　平　田　修　一

乙　　大阪市中央区伏見町２丁目４番６号
　　　大阪府医薬品卸協同組合
　　　理事長　沢　田　正　寛

小型発電機の貸出に関する契約書

関西電力株式会社（以下「貸出者」という。）と大阪市（以下「借用者」という。）は、小型発電機（以下「発電機」という。）の貸出に関し、次のとおり契約を締結する。

（使用条件）
第　１　条　　発電機は、原則として在宅医療機器（人工呼吸器等）使用患者を対象とした応急用電源として使用する。

（貸出品）
第　２　条　　貸出する発電機および付属品等（以下「貸出品」という。）は別紙のとおりとする。

（貸出期間）
第　３　条　　発電機の貸出期間は次のとおりとする。
自　　平成２５年　４月２５日
至　　平成２６年　３月３１日
ただし、貸出者から返却を求められた場合には、貸出期間によらず速やかに貸出品を返却する。

（安全の確保）
第　４　条　　借用者は、貸出品の使用･点検･調整および燃料補給等すべての安全の確保のため、取扱説明書の内容を遵守し、万全の措置を講じる。また、万一事故等が発生した場合、借用者は直ちに貸出者に報告する。

（再貸出）
第　５　条　　借用者は、貸出品を借用者の責任において、第三者に再貸出することができる。
２　借用者が第三者に貸出品を再貸出した場合には、借用者はその再借用者の行為について、監督義務を尽くさなければならない。また、監督義務を尽くしたか否かに問わず、借用者は再借用者の行為にかかるすべての責任を負う。

（費用の負担）
第　６　条　　貸出品の燃料費その他貸出品の使用・点検・調整に要する費用は、すべて借用者が負担する。

（貸出品の管理）
第　７　条　　借用者は、貸出品を善良なる管理者の注意をもって管理する。
２　借用者は、前項に定める注意を怠ったことによって貸出者に損害を与えた場合は、すみやかにその損害を賠償する。
３　貸出品の管理のための費用は借用者の負担とする。

（一般的損害の負担）
第　８　条　　借用者は、契約に関連して貸出者または借用者に生じた一切の損害また

は損失を負担する。
２　貸出品が滅失した場合は、貸出品の時価相当額を借用者が負担する。

（第三者の損害）
第　９　条　　借用者は、契約に関し第三者に損害を及ぼした場合または第三者との間に紛争が生じた場合、自己の責任において当該第三者との折衝、損害の賠償その他必要な措置すべてを行う。
２　前項の措置のために要した費用は、全額借用者の負担とする。

（使用状況の報告）
第　１０　条　　借用者は、貸出品の使用実績、使用箇所の項目を貸出期間内の３月、９月の各月の月末に貸出者へ報告する。

（貸出期間の延長）
第　１１　条　　借用者は、貸出期間の延長が必要な場合、第３条に定める貸出期間満了１カ月前迄に貸出者に貸出期間延長を申し出することにより、貸出期間を更に１年間延長するものとし、以降についても同様とする。
ただし、期間延長は平成３０年３月３１日とする。

（規定外条項）
第　１２　条　　本契約書に定めなき事項が生じた場合、又は本契約書に定める事項の解釈に疑義を生じた場合には、貸出者、借用者双方が誠意をもって協議し、解決する。

以上契約締結の証としてこの契約書２通を作成し、貸出者、借用者双方が各１通を保有する。

平成２５年４月１９日

（貸出者）　大阪市北区中之島３丁目６番１６号
関西電力株式会社
お客さま本部
リビング営業部長　　　鈴木　俊茂

（借用者）　大阪市北区中之島１丁目３番２０号

大阪市危機管理監　　　東　信作

別　紙

貸　出　品　一　覧　表

№	メーカー	製品名	製造番号	付属品等	連絡箇所	
					借用者	貸出者
1	ヤンマー	GF1400iS	8013519	・付属工具	大阪市（阿倍野防災センター）	東住吉営業所
2	ヤンマー	GF1400iS	8013467	・付属工具		
3	ヤンマー	GF1400iS	8013420	・付属工具		
4	ヤンマー	GF1400iS	8013473	・付属工具	此花区	九条営業所
5	ヤンマー	GF1400iS	8013450	・付属工具	港区	九条営業所
6	ヤンマー	GF1400iS	8013462	・付属工具	浪速区	難波営業所
7	ヤンマー	GF1400iS	8013438	・付属工具	東淀川区	北摂営業所
8	ヤンマー	GF1400iS	8013458	・付属工具	旭区	守口営業所
9	ヤンマー	GF1400iS	8013487	・付属工具	東住吉区	東住吉営業所
10	ヤンマー	GF1400iS	8013490	・付属工具	都島区	扇町営業所
11	ヤンマー	GF1400iS	8013509	・付属工具	中央区	扇町営業所
12	ヤンマー	GF1400iS	8013470	・付属工具	大正区	九条営業所
13	ヤンマー	GF1400iS	8019133	・付属工具	西淀川区	九条営業所
14	ヤンマー	GF1400iS	8013524	・付属工具	東成区	扇町営業所
15	ヤンマー	GF1400iS	8019175	・付属工具	城東区	扇町営業所
16	ヤンマー	GF1400iS	8013459	・付属工具	住之江区	難波営業所
17	ヤンマー	GF1400iS	8019986	・付属工具	平野区	東住吉営業所
18	ヤンマー	GF1400iS	8019144	・付属工具	福島区	九条営業所
19	ヤンマー	GF1400iS	8019145	・付属工具	西区	九条営業所
20	ヤンマー	GF1400iS	8013431	・付属工具	天王寺区	難波営業所
21	ヤンマー	GF1400iS	8013502	・付属工具	淀川区	北摂営業所
22	ヤンマー	GF1400iS	8013416	・付属工具	鶴見区	守口営業所
23	ヤンマー	GF1400iS	8019994	・付属工具	住吉区	東住吉営業所
24	ヤンマー	GF1400iS	8019982	・付属工具	西成区	難波営業所